

## 中央飼育実験室運営専門委員会内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設規程（昭和57年規第57号）第13条第2項の規程に基づき、東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設中央飼育実験室運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組織)

**第2条** 専門委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 実験施設の教授及び助教授
- (2) 動物別小委員会の委員長
- (3) 動物別小委員会から推薦された者 各1名
- (4) 委員長が必要と認めた者 若干人

(委員長)

**第3条** 委員長は、実験施設長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理する。

(委嘱)

**第4条** 第2条第3号及び第4号に掲げる委員は、医学系研究科長が委嘱する。

(任期)

**第5条** 第2条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(動物別小委員会)

**第6条** 専門委員会に、次の動物別小委員会を置く。

- 小動物小委員会
- 中動物小委員会
- 大動物小委員会

(組織)

**第7条** 小委員会は、それぞれ次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 実験施設の教授又は助教授
- (2) 医学系研究科附属動物実験施設運営委員会（以下「委員会」という。）から推薦された者 6人以内
- (3) 小委員会の委員長が必要と認めた者 若干人

(委員長)

**第 8 条** 小委員会に、委員長を置き、小委員会の委員のうち、教授をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理する。

(委嘱)

**第 9 条** 第 7 条第 2 号及び第 3 号に掲げる委員は、医学系研究科長が委嘱する。

(任期)

**第 10 条** 第 7 条第 2 号及び第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(総務委員)

**第 11 条** 専門委員会と小委員会の連絡調整を図るため、専門委員会に、総務委員を置くことができる。

(雑則)

**第 12 条** この内規に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、医学系研究科長が別に定める。

附 則

この内規は、昭和 57 年 12 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 4 月 1 日改正)

この内規は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 4 月 1 日改正)

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。